瀧本誠一編『日本經濟叢書』巻三十一(大正五年、 日本經濟叢書刊行會)七四頁~八一頁

大石久敬 『地方凡例録』巻二 (檢地之事) 1)

- 古來檢地御條目如」左
- 1 反ダカ、 アノ位付、作徳ニ候トモ、山方野方ノ村々ハ相違ノ地方可」有」之、尚又用水惡水懸引旱損水品上中下ノ位附専一ニ候、惣テ甲乙無」之地方ハ、村前ヨリ上、順々ニ野末ヲ下ニイタシ、三出目有」之カ、不足可」致カノ考迄見定、諸事致」「了簡「、御繩無」強、正道ニ打可」申事「ハ百姓身代浮沈ニ候間、別テ入念其鄕ノ土目ヲ見ル事肝要ニ候、田畑上中下ノ伏塲、或ハ
- 損收納ノ勝手迄相考位附可ゝ致,,了簡,事 ッ折等分ノ 田畠上中下

- 3 上郷下鄕ノ分、地面ノ善惡ニ計不」可」限、農業ノ外ニ餘勢有」之力、附田畠致,「坪付」、地請ノ節無、「相違」様可」致事 亦 ハ野 山草飼
- イタス可ク、御繩反別數多安クイタシ候テモ、麁相ニテハヨコンカラドレ写モ様シ打可」爲」致、殊ニタメ込候事、大田畑不」及;|目前|ハ、幾枚ニモ元切打候テ、別一 竿打ハ不」過;|四人|ニ、田畑或ハ四人穗ノ上苅田荒畑等ノ打ヤウ彌々吟味イタシ、塲ノ勝手迄大概含」之、無;|甲乙|様可」考事 別筆力 日 八入歩ニ ノ内ニモ幾度
- 6 5
- 道橋井堀添狹ニ打詰申間ジキ事衆評ノ上相極メ、猶不川相濟」儀ハ、窺ノ上相究可」申事寺社屋敷ノ儀ハ、僉議ノ上屋敷分計除キ、帳面ニ反別ヲ顯シ可先組ノ内ニテ手分イタシ、打申間敷事 中候、 然レドモ不」及二了簡

- 案内イタシ名主百姓ニ引落無」之タメ、 誓紙可」申事
- 11 10 9 8 7 親ノ田畑子供分ルトモ、銘々持主名ヲ附可」申事勘定塲帳面認候塲へ、他ノ者入間ジキ事
- タスベキコトー村ノ内名主大勢有」之、組下 ノ百姓分候分致||分付||候ハ誰組ト 書付、 以來名田ノ分付紛無」之
- 味可」爲」致事 日々打候本帖出來イタシ候ハ、頭付 無」之以前毎日 百 1姓ニ貸 間違名違落地二重附等 ノ有無吟
- 15 (14) (13) 年季ヲ定田畠質物ニ入候者有」之哉相タヅネ、質入候者アラバ、往還ノ大道田畑作塲道、并落シ堀圍堤等ノ端道ハ、三尺宛除キ間竿ハ大工曲尺ニテ、一丈二尺二分ニ可ニ相究」事
- 年季明受戻候儀不,,相成,、田畑流二成候トカ、 其通證文取」之、 其者ニ名前ヲ記可」申コト 《候者アラバ、何年以前何年ヨリ何年季ニ入三尺宛除キ可〉申事 又何年以前質入ニイタシ置、 年季明不

「之通可」相心得 | 候、 猶不二相分」儀ハ窺可」申者也

- 享保十一年被,,仰出,候新田檢地御條目如> 當時是ヲ用フル 也
- 1 村々ニテ致」「内割」、反畝歩分ケ置候所ハ、反別地引帳ニ記、札建候儀右同斷、若反畝歩不」知所田畠一枚限右ノ番附反畝歩、地主名前ノ札ヲ建サセ、檢地濟次第、右ノ札ヲ抜捨サセ可」申コト關東筋所々新田畑屋敷檢地ノ儀、先達テ地所割渡有」之候分ハ、帖口ヨリ番附ノ地引申ツケ候
- 2
- 右ノ境目不二相紛 | 様、境目印相建サセ可」申候コト 村境並本田畑古新田堺ハ、 村境竝本田畑古新田堺ハ、檢地不,,取掛,前方、双方名主組頭、或ハ庄屋年寄等案内ノ者立合、、野帳ニハ、先達テ割渡或ハ村割ノ反畝歩ヲ肩書ニシルシ、番付不」紛、落地無」之様ニ可」致事可」致|,檢地,順ニ番付ヲキハメ、右ノ趣地引帳拵、前同斷ニ札ヲタテサセ可」申事
- 4 附、繩引竿取召仕等ニ至迄、若非儀於」有」之ハ、御代官御勘定人衆ノ内へ早速可;」申出」旨誓詞前等無益ノ儀無」之様、有體ニ案内可」仕由誓詞可;」申附」事一 其村名主年寄組頭、並頭百姓ノ内、吟味ノ上人數相應ニ申ツケ、落地仕間敷由、並道筋用水溝堀但境目ハ雙方申分有」之、堺目不分明ノ塲所有」之候ハ、双方吟味ノ上、繪圖書附ヲ以可;]相伺」事

- 其塲ニテハ二帳共ニ、間數反畝 相違可」有」之
 - 少々ニテモ云分アリ候

 - 11 10 勿論檢
 - コ

 - 13 12 檢地願不...

- 15 (14) リタルベシ、高畔ハ見計可」引」之、並小堤等有」之分、長幅高ニ相改メ、其際ノ田阜一畔際一尺ヅツ除ベシ、但類地畔ギハ一尺ヅヽ引」之、畦一尺ノ積類地トモニ畔引、一 南東ニ高岸ヲ受候塲所、并往還道筋並木有」之塲處、田畠木蔭引可」爲;|見捨|事附、無檢地ニ致候分、其田ハタ際并總歩ノ處へ明細ニ可;|書記|事 來不」紛様仕ルベキ事 、其際ノ田畠脇書ニ致シ、以

3)

- 16 可」有」之事 用水有」之、田ニ可」成所畠ニイタシ有」之分ハ、田方ニイタシ、「檢地」、尤開發ネガヒノ趣キ吟味
- 17)
- 一 屋敷ノ内家下庭構ノ分、上畑ノ位付タルベシ、ヤシキ構ノ内畑ハ見分ノ上位ヲ付、薮林等ハ薮郷眞土ノ處ノ位ヲ以、右同斷見計可」極、屋敷ハ其村上畑ノ位付タルベシ で吟味ノ上、不」相紛」様地主ノ脇へ願ドホリシルスベキ事 一 借家並小作有」之候ハ、帳面ニ本地主ヲ可」記、借家ノ小作ノ名ヲシルシ度ト相願候ハ、本地主カルヒキ候地カブハ、其品ヲ記置ベキ事 田方用水不」,差支」様吟味有」之、小溝路トモニ以來迄引候様地株ノ脇書ニ可」仕候、田ヨリ田へ 田方用水不」,差支」様吟味有」之、小溝路トモニ以來迄引候様地株ノ脇書ニ可」仕候、田ヨリ田へ

- 23 22 21

- 26 25 24
- アヒキハムベキコト
- 一冊ハ其村名主ニ可,」相渡,、一冊ハ御勘定所へ可」納事 一機地帳相極候バ、御代官御勘定人、竝下役竿取案内ノ百姓モ連印請書致シ、二冊可」,差出」候、
- 28)
- 一 間數反畝歩石盛附、惣テ檢地致方、村中惣百姓申分無」之哉、並竿取繩引下々迄、無」據儀ニ候バ、吟味ノ上其通リ相極、其品書附ヲ以、檢地仕廻候以後可」相達」事一 新田畑屋敷惣テ開發願之趣、相應ノ儀有」之候バ、吟味ノ上ネガヒノ通可」相極」、 品替リ其申分
- ③1)③0 レ 之 ーーヤ、 29 竿取繩ヒキノ者吟味イタシ勤サセ、檢地ノ塲へ無用ノ吟味ノ上申分無」之候バ、其段惣百姓連印一札可」取事 非儀成仕方無
 - 檢地ノ場へ無用ノ人足不,,差出,様可,,申附,事
- 午八月 右檢地ハ百姓永代家祿ニ候條、 右檢地ハ百姓永代家祿ニ候條、檢地石盛地面相當イタシ候様可,,入念,者也合ノ野菜ヲ以テ、一汁一菜ノ外酒サカナ一切サシ出サズ、諸事費無」之様吟味可,,申附,コト一 作毛不,,踏荒,様入念可,,申附,候、且又御代官御勘定人、並下役竿取等ニ至ル迄木錢拂、 其所有

| 「「「「「「「」」」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「 」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 以上 追而條目寫候テ、 段々相廻シ可」被」申候、 在府無」之面々ハ、留守居ノ者致;披見」、 可二相返一候

八月廿九日

駒筧久稻萩杉辻神細井 彌

六 谷 郎武左右 衛衛

出

彌

松生原 增 左

大下 和野 守守守守門郎門門郎衛

御 代 官

右新田檢地條目享保十一午年相究、 其後ハ右御定法ヲ以御料私領トモ致, |檢地 |事 也

卷となし、 其の序文には彼が谷本脩と親交ありし等の事を詳にしあれば参考せらるべし 十一(大正五年、 卷ありて、全くその一卷分を省略したるものなり、故に此の點に於ても、大倉本の方が久敬の原本に近きを證するに足るべし(中略) 倉本は東條本に比すれば、活字誤植等少なからず、中には行文殆んど通じ難き所ありと雖も、 て歿せり 正を經たるものにして、 略したる廉も多ければ、詰り大倉本の方、不完全ながら、比較的原著作の眞面目を保留すること疑なきが如し、 本書は東條本の刋行以前、 解題 字は士恭、 (注意) 著者が小宮山昌世の田園類説を増補したる一人なることは、 明治四年を以て出板したるものあり、又其後東條本を複刻公行したる者ありて、世上には多く此の二種の東條本のみ傳はり居れども、 **地方凢例録**(中略)本書は幕末及明治初期には寫本にて坊間に傳ふるもの頗ぶる多く、又萬延元年には東條耕なる者之を校訂して二十 巖華と號す、通稱は猪十郎、高崎藩の士なり、 日本經濟叢書刊行會)解題一頁~四頁 固より誤謬も少なく、 即ち慶應二年に南總の人大倉儀なる者が、 随て通讀し易しと雖も、 出でゝ郡吏となり、經濟の才に長じ、 活字を以て印行したる十一卷を底本となして、 この東條本は原本の一卷を二卷に分ち、 本叢書第八卷增補田園類説の解題及同書の序文に之を記せり、 大正五年十二月 東條本は出板者の筆を加へたる所多く、 循吏を以て聞ゆ、 瀧本誠一」瀧本誠一編『日本經濟叢書』巻三 (中略) 東條本は現に如上二人の校 凡て二十卷となすも、 此に收容したるものなり、 寛政六年十一月歳七十四に 著者大石久 原本は十一 又原文を省 殊に

2) 「間敷」ではなく「間数」(間敷) である

が落ちている。 安藤博編『徳川幕府県治要略』には、 司法省編『徳川禁令考』にも「一 第⑮条と同⑯条の間に「一 屋敷搆之分四方壹間通『可除之但小屋敷町並之屋敷ハ右除地可爲見計事』とあり、 屋敷構の分四方壹間通可除之、但小屋敷町並の屋敷は右除地可爲見計事。」 本史料にはこの箇条

4) 「上ハ上ノ下、中ハ中ノ下、 下ハ下々ノ下」ではなく「上、上ノ下、中、中ノ下、下、下ノ下」である。

- * 檢地御條目① 右条目中の返り点 √⑮・享保十一年被||仰出||候新田檢地御條目①~శ္))、並びにルビの(ママ) (一・二) 一部 (第6条)を加入、 及び漢字(異体字)の一部を変更、 或は改めた箇所がある。 は拙職が加入した。 又、各条目前の符号 (古來
- * 尚 (明治27年~同28年)(第六帙卷之五十九第六十三章檢地條目附知行割享保十一午年八月新田檢地條目條々 本条目は、 柏書房) 153頁~158頁、 北島正元編『土地制度史Ⅱ』体系日本史叢書7 大石慎三郎校訂 『地方凡例録』 (1992年、 (昭和50年、 山川出版社)65頁~71頁、 近藤出版社)80頁~85頁、 安藤博編『復刻 四六八丁 司法省編『徳川禁令考』 〜四七二丁)を参考にし 徳川幕府県治要略』(昭 訂 2 版
- ※ 平成二十二年五月二十五日 金子和也写